

枚方市男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、教育に関わる者、事業者等（事業者及び市民団体をいう。以下同じ。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての市民が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 人権侵害 法律に違反する行為のほか、日本国憲法、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の人権に関する条約、世界人権宣言等の趣旨に反する差別的取扱い、嫌がらせその他の人権を侵害するあらゆる行為をいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等又は配偶者、恋人等であった者に対する身体的、精神的、性的若しくは経済的な暴力又は社会的行動を妨げる暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動によってその者に不快感を与え、又は意に反する性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 積極的改善措置 すべての市民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関する男女間の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、必要な範囲内において、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民に関わる課題としてとらえること。
- (2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること。
- (3) あらゆる人権侵害を許さないこと。
- (4) 仕事と生活の調和の実現を図ること。

(性別を理由とする人権侵害の禁止等)

第4条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別を理由とする人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の暴力による人権侵害を行ってはならない。
- 3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。
- 4 市は、前3項に掲げる人権侵害を根絶するための教育その他のそれらの人権侵害の予防に関する施策を推進するとともに、それらの人権侵害の被害者の相談及び支援に関する施策を実施するものとする。

(不特定の市民を対象とした情報への配慮)

第5条 何人も、不特定の市民を対象とした情報において、基本理念に反し、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長する表現並びに人権侵害を助長する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 市は、不特定の市民を対象とした情報において、率先して、男女共同参画の推進に配慮した表現を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、社会における制度又は慣行で男女共同参画の実現を妨げている要因となっているものを取り除くよう努めなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者等及び市民の取組と相互に連携し、協力し合わなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 教育に関わる者は、教育活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第9条 市民は、性別にかかわらず、個人として尊重され、人権を行使する主体であり、まちづくりの構成員として、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の市町村男女共同参画計画として、枚方市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画の策定に当たっては、市民の価値観の多様化を踏まえ、市民の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮するものとし、次に掲げる観点を特に踏まえなければならない。

(1) 市民が、性別にかかわらず、所属する組織における運営の方針決定及び実施に対等に参画

することができるようにすること。

(2) 市民が、仕事、地域活動等の活動と家庭生活における活動とを両立することができるようにすること。

(3) 市民が、生涯にわたって妊娠、出産等に関して、健康な生活を営み、自らの意思を互いに尊重されることができるようにすること。

(4) 市民が、人権保障に関する国際社会における取組を知り、及び国際的な視野を広げることによって、国内外において異なる多様な生活及び文化の相互理解を促進することができるようにすること。

3 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、枚方市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の進捗状況を公表しなければならない。

(体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ横断的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って取り組むものとする。

(拠点施設機能の充実)

第12条 市は、男女共同参画の推進に必要な拠点施設機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更並びに男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女の委員の数は、ともに委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見等の申出)

第14条 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見を、市長に申し出ることができる。

2 市民は、性別を理由とする人権侵害その他の男女共同参画の実現を妨げている要因に基づく人権侵害を受けた場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

3 第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項は、規則で定める。

- 4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、調査を実施し、必要に応じて措置を講じるものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による申出があったときは、相談に応じるとともに、必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、国、大阪府その他の関係機関と連携を図るものとする。

附 則[平成22年3月31日公布]

この条例は、平成22年4月1日から施行する。